

とちぎ社労士 No.147



リレーフォーライフジャパン 2023

- ★リレーフォーライフジャパン2023
- ★新入会員座談会及び研修会に参加して
- ★女性会員交流会に参加して
- ★情報セキュリティ等研修会に参加して
- ★令和5年度関東甲信越地域協議会定例会議に参加して
- ★県南支部交流会
- ★県東支部研修会に参加して
- ★県西支部初級者研修会に参加して
- ★ポスター掲示のお知らせ
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記

栃木県
社会保険
労務士会
URL



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <https://www.tochigi-sr.jp/>
発行人 田邊 勇輝

リレーフォーライフジャパン2023

県南支部 作 道 淑 泰

去る令和5年9月2・3日の2日間、壬生町総合公園陸上競技場にてリレーフォーライフジャパン2023とちぎ（以下「RFL」とします）が開催され、両立支援栃木社労士チームのメンバー（藤川チームリーダー、柄澤会員、谷田部会員、田邊会長）と参加致しました。RFLは新型コロナウイルスの影響で中止、去年は1日に縮小しておりましたので、実に4年ぶりに2日間、本来の24時間開催に戻しての開催となりました。

RFLについて簡単に説明いたします。RFLとは、1985年アメリカ人外科医が「がんは24時間眠らない」「がん患者は24時間、がんと闘っている」をメッセージとして24時間フィールドを走ったことから始まりました。その後、日本国内においても各所にて同様のイベントが開催されております。目的はがん患者さんやそのご家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、がん征圧を目指すことです。両立支援栃木社労士チームは栃木県内の各拠点病院においてがん患者その他疾患をかかえた方の仕事との両立を支援する活動をしておりますので、今回も参加させていただきました。

当日は、まずがん患者やがん経験者が会場を一周することからスタートし、その後他の参加者が同様に会場を周回し始めました。我々も県会の横断幕を持ち、のぼりを掲げて周回致しました。会場は1周400メートルの運動場で、特に密になることもなく歩くことができたため、各参加者は思い思いに歩くことができました。

今回初めてブースを設けて「無料相談会」を行いました。普段は拠点病院内での相談会ですが、RFL会場内での相談会ということで、相談はなかったのですが、ブースに多くの方に訪問いただきまして、両立支援チームの活動や社労士会の相談会のPRを行わせていただきました。

我々両立支援チームは各拠点病院の相談会を始めて3年が経ち、徐々に相談件数も増えております。今後はもっとお困りの皆様に社労士やチームの存在を知っていただき、有効活用してもらえよう啓発活動を行っていければとの思いを強くしました。

最後に今回のRFL参加にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。有難うございました。

〈11月30日（いいみらい）は「年金の日」です!!〉

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、マイナポータルと連携することで、学生納付特例等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）
https://www.nenkin.go.jp/n_net/



新入会員座談会及び研修会に参加して

県南支部 小林 美由喜

令和5年9月20日に行われた新入会員座談会及び研修会に参加させていただき、社会保険労務士としての自覚と責任を再認識することができました。

まず、田邊会長による「士業としての心構え」のお話の中で、「通達を読み込め」「一生勉強」というお言葉がありました。日々の業務に追われ、改正法の確認すらままならない私にとって、頭をガツンと殴られたように感じました。社会保険労務士として、法律とその解釈を熟知することで、行政と正當なやり取りができ、また、お客様に対しては、労使間の健全な関係を構築いただけるよう寄り添うことができるものと存じます。社会保険労務士として、常に基本を忘れず、経験豊富な先生方からご指導いただける勉強会や研修会に積極的に参加し、自己研鑽に励む所存です。

また、齋藤専務理事から「会に寄せられる苦情・情報提供等」について、事例を挙げてお話いただきました。知識不足が原因で顧問先への対応の誤った判断をせぬよう、社労士としての職責の重さを改めて痛感し、背筋が伸びる思いでした。

その後、座談会となり、新入会員からの実務や営業、助成金についての質問に対し、先生方が一つ一つ丁寧にご回答くださりました。参加する前は、どんな先生方がいるのか分からず、とても緊張していましたが、とてもアットホームな雰囲気だったことが大変印象的でした。現在の労働環境は、コロナ禍・働き方改革等により、大きく変化しています。社会保険労務士の業務も複雑化し、逆にそのニーズも高まっています。先生方から伺った貴重なお話を今後の業務に活かしていきたいと思います。

今回、このような機会を設けていただいた役員の先生方には、ご多用中にもかかわらず、貴重なお時間を割いて、懇切丁寧にご助言・ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。今後ともご指導の程宜しくお願い申し上げます。

県南支部 本橋 学

9月20日にコンセーレにて開催された新入会員座談会及び研修会に参加しました。

私は、令和3年1月登録のため、参加対象者である「登録後3年以内の新入会員」の中では、やや経験年数があるほうとの位置付けとなります。既に試験から3年が経過し、受験当時の知識が抜け落ちていることを実感しています。そのような中、今回の座談会及び研修会は、多くの先生方からお話を伺うことができ、再勉強のきっかけになったのではないかと感じております。

当日は、研修会と座談会の2部構成で進行了しました。

第1部の研修会前半では、田邊会長からご挨拶を頂いた後、「士業としての心構え」として、社労士は高度な専門的知識を有する国家資格保有者であり、高い倫理観をもって業務に取り組んでもらいたい旨のお話を頂きました。引き続き、栃木県会の歴史や財政状況のほか、政治連盟や各種センター事業などの取組が他都道府県会と違うことについて説明を受けました。他都道府県会との取組の違いが、「会員のためになるか否か」をきちんと判断した上で結果であること、時勢に合わせて見直していく予定とのことであり、一会員として心強く思います。

研修会後半では、齋藤専務理事から、「社会保険労務士の倫理」として、社会保険労務士法及び倫理綱領に基づいて、さまざまな事例を踏まえながら、一人ひとりの会員が倫理観を持って業務に取り組む大切さ、また一つの不祥事が本人のみならず、社会保険労務士制度の信頼をも貶めることになることについて御教示いただきました。改めて、士業の重さを実感し、日頃から自らの行動がどのような影響を及ぼすかを考え、自らを律して参りたいと思います。

第2部の座談会は、小グループに分かれ、新入会員からの質問に先輩諸先生が回答する形でなごやかに進行了しました。私の場合、諸般の事情で勤務社労士に近い副業として開業登録しているため、事務所運営は未知の領域です。先生方のお話を大変興味深く拝聴しました。いずれ、独立して社労士業務に本格的に取り組む際に生かしていきたいと思います。

最後となりますが、このような素晴らしい機会を設けていただきました執行部の諸先生及び事務局の皆様感謝申し上げます。

県西支部 渡邊 裕子

私は令和4年度社会保険労務士試験に合格し、令和5年9月に勤務社会保険労務士として登録をいたしました。現在まで総務として労務管理や給与計算などを担当してきました。

その中で年金事務所や労働基準監督署の担当者の方にその都度、教えていただきながら手続きを進めてま

いました。しかし、業務を進めていく中で専門知識を習得する必要性に迫られ、本格的に社会保険労務士の勉強を始めました。苦労のかいが実り、社会保険労務士試験に合格したものの、実際には何をすべきか全く解らず不安でいっぱいの日々を過ごしてきました。そんな中で令和5年9月20日に栃木県青年会館コンサレーにて開催された、新入会員座談会及び研修会に参加させていただき、先輩の先生方を目指して更に勉強をしていきたいと強く思いました。

本会では、田邊勇輝先生から「士業」としての心構えや栃木県社会保険労務士会の歴史をご教示いただきました。また、斎藤学先生からは社会保険労務士の倫理と責任をテーマに、実際に問題となった事例を交えてご教示いただきました。そして最後に8人のグループに分かれて、先輩の先生方に直接質問をしてアドバイスをいただきながら意見交換をさせていただき、同期の新入会員の方々と共に交流を図ることができました。

この度の研修会に参加してみて、労働保険、社会保険の制度は毎年法改正が行われ、常にインプットすることを怠らず、そしてアップデートしていかなければなりません。

また、様々な人と向き合っていく仕事に難しさを痛感しております。田邊勇輝先生の「一生勉強だからね。」というお言葉が今もなお胸に響いております。今後も職責の重大性をいつも自覚して、依頼者の信頼に応えられるように積極的に研修会に参加して自己研鑽に励みたいと思います。

先生方からは、新入会員研修会での同期の方と今でも交流が続いているとお聞きし、このような機会をいただけてに感謝して何よりも皆様との出会いを大切に精進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、この度の研修会でのお話し、先生方や同期の方との交流は、登録したばかりの私にとってとても心強く、これから士業をしていくうえで何よりの励みとなりました。ご多忙の中、このような研修会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。



女性会員交流会に参加して

県南支部 江 原 あすか

10月13日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにて第6回女性会員交流会が開催されました。今回の幹事に任命され、倉澤あずさ先生・又吉幸美先生と共に3名で準備を進めてまいりました。新型コロナウイルスによる制限が緩和されたこともあり、4年ぶりの会食形式での交流会となりましたが、社労士として長年の経験をお持ちになる先生から、登録まもない新入会員の先生まで、19名が集まる会となりました。

自己紹介タイムでは、ご自身がどのような業務をされているのかや、仕事と家庭の両立についての悩みなど、各々お話をしていただきました。

「悩んだときに、相談ができるような環境を…」そのような思いから女性会員交流会が発足したことも知ることができました。私自身、登録をしてまだ2年目ではありますが、社労士を名乗る以上、キャリアの長さは関係なく、自身の責任でプロとしての答えを出していかなければなりません。そのようなとき、「相談できる人がいる」ということは心強い支えになります。

印象的だったのは、労働法等を熟知され、知らないことなどないのではないかとと思われるような先生が「今でも分からないことだらけ。その都度勉強です。」と仰っていたことです。そのようなお話を伺って、私自身、しっかりと勉強ができていたのだろうか？分かったつもりになってしまっていたのではないかと反省をいたしました。社労士の業務は幅広く奥深いため、学び続けていくことがいかに大切かと改めて実感いたしました。

交流会の後、参加された方から「皆さんのお話を聞いて勉強になった。登録してよかった。」「会場にいた皆さんがパワフルで見習いたいと思った。」とのお声がありました。私も同じ気持ちです。今回、素敵な先生方にお会いすることができ、このご縁も大切に紡いでいけたらと思いました。



情報セキュリティ等研修会に参加して

県東支部 谷 島 拓 実

情報セキュリティの脅威は現代の企業にとって重要な課題です。研修では、セキュリティ対策の怠慢が企業にもたらす金銭的損失や信頼の損失、業務の遅延など、多岐にわたる悪影響について学びました。社会保険労務士として、自らが情報セキュリティ対策に取り組むことはもちろんのこと、企業に対して労務分野における適切な情報セキュリティ対策の助言を行うことは、企業の持続可能な発展を支えるために不可欠であるということを認識しました。

研修ではセキュリティを維持する基本的な方法として、最新のOSとソフトウェアの保守、ウイルス対策、パスワードの強化、共有設定の見直し、物理的な破損や紛失への備えが挙げられました。これらの対策に加えて、社外での秘密保持やBYOD（Bring Your Own Device）に関する規約の作成や遵守、企業が従業員に対して提供するセキュリティ関連の教育研修などが、情報化社会の中で生じる新たなリスクへの対応として紹介されました。ソフトウェアの更新やパスワード強化については以前から意識していたものの、日々の業務に追われる中で見落としがちな点であり、研修を通じてこれらが有効なセキュリティ対策であることを再確認できました。一方で、BYODポリシーの策定や社外での秘密保持については、テレワークが進む昨今で起こり得るセキュリティ上の新しい課題であり、これらに対する理解を深めることができる良い機会となりました。

また、企業がクラウドや外部サービスを利用する際の注意点についても触れられました。セキュリティ管理を外部に依存することは、内部だけの管理ではカバーできないリスクをもたらすということであり、サービスの利用にあたっては適切なセキュリティ対策を施すことの必要があることが示されました。リスクへの対処法として、クラウドサービスのセキュリティ上の特性や利用するサービスのセキュリティポリシーの内容をしっかりと理解し、万が一の際に対応できる備えをすることが重要であると強調されました。クラウドサービスの適切な活用は、私たちにとって欠かせないリスク管理の一環であると強く感じました。現実的には外部サービスを活用することでしか実現できない作業や業務があるなど、クラウドサービスへの依存が高まる中で、それらのセキュリティ特性を正確に把握し、適切な対策を講じることの重要性は、従来の内部管理の枠を超えた課題です。セキュリティポリシーの理解と万全の備えは、事故や障害が発生した際に企業の貴重な資産を守るための鍵であると実感しました。

加えて、中小企業自らが情報セキュリティに対策することを自己宣言することにより、ロゴマークを使用する等によって自社の取り組みをアピールできる「SECURITY ACTION 制度」についても取り上げられました。制度に組み込まれたセキュリティ対策の内容を理解し活用することにより、自らがセキュリティ対策に取り組む際だけでなく、企業に対してセキュリティに関するアドバイスを提供する際にも、有効なセキ



リティ対策を取る上での指標とすることができると考えました。研修を通じてセキュリティ対策の重要性を再認識し、情報化社会におけるセキュリティ対策に対する知識の更新と継続的な学習は、今や日常業務の一部と捉えるべきであると思いました。この研修を通じて得られた知見を実務に活かし、セキュリティ対策の強化と情報の保護を図るとともに、最新のリスクに対しても柔軟に対応できるよう、継続して学び、知識を更新していくことを心掛けていきたいと思っています。

令和5年度関東甲信越地域協議会 定例会議に参加して

理事 渡 邊 徹

令和5年10月12日、横浜ロイヤルパークホテルにおいて、令和5年度関東甲信越地域協議会定例会議が開催され、田邊会長・斎藤専務・小玉副会長と4名で参加してまいりました。会議は、今回当番会である神奈川県の中屋会長の挨拶に始まり、寺田関東甲信越地域協議会会長の挨拶、来賓の木塚神奈川労働局長、三浦日本年金機構南関東地域第二部部長の挨拶、東連合会専務理事の連合会情勢報告と続きました。連合会情勢報告のなかで、気になった点を少しご紹介したいと思います。



まず、今月合格発表のあった社労士試験に関連して、現在の登録社労士の年齢を見てみると、20歳代の社労士が全体の0.4%しかなく、これは90歳代の社労士とほぼ同じということです。今後若い年代の社労士を作る方策を模索しなければならないと言っておりました。次に、新聞記事が先行してしまった106万円の年収の壁に対する50万円の助成金について。まだ、決定したわけではなく、今のところキャリアアップ助成金に新コースを作って、3年間で50万円になるような制度で考えているそうです。しかも賃金を毎年15%アップしていかなければならないとか…実効性はどのなのでしょう？正式発表が待たれるところです。（後日発表された制度では、やはりキャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コースの手当等支給メニューということで、社会保険適用推進手当として賃金額の15%以上を追加支給が要件で一人当たり1年目2年目それぞれ20万円の助成金、3年目は18%以上の追加支給で10万円の助成金が支給されることになりました。加えて労働時間延長メニューというコースもあるようです。）

連合会情勢報告が終わると議事に入り、各単会から提案されている議題の協議に移りました。8県会から提案された議題の中から興味深いものを少し取り上げたいと思います。埼玉会から提案されたのは「入会金について。埼玉会は平成4年7月に改定以降変更なく現在に至っている。変更を検討するため他都県会の入会金・会費について変更予定・現状等をお伺いしたい。」というものでした。この問いに対し、茨城会は平成29年に入会金を令和3年に会費をそれぞれ増額、長野会は今年入会金・会費ともに増額したとのことです。

長野会から提案されたのは「ADRセンターの取り扱い件数を向上させる取り組みについて」長野会ではここ数年ADRセンターの取扱件数が全くないということで、他都県会でよい取り組みをしているところがあれば伺いたいということでした。他都県会を見ても茨城会が毎年1～2件、群馬会がこの3年0件、山梨会はこの3



年で1件、神奈川会は昨年1件今年0件ということで、みな似たり寄ったりで取扱件数は低い状態でした。東京会が昨年0件だったことに対応して、ホームページをリニューアルし、チラシを配り、平日夜間と土曜日でも実施可能として、やっと本年度6件の取り扱いになったそうです。皆さんはこの状況をどのように感じられますか。ご存じのように当栃木会にはADRセンターはありません。

それから提案で目立ったのが社労士の「品位」「公正な立場」の問題。これはどこも苦慮していてなかなか解決には至らない問題のようです。

その後は会場を移し、懇親会が開かれました。各都県会も親睦事業が再開しているようですし、コロナ禍では懇親会もままならなかったことを考えると、やっとコロナ前に戻ってきたと実感しました。

県南支部交流会

県南支部 渡 邊 徹

令和5年9月24日 日曜日、あしががフラワーパークにおいて、県南支部交流会が開催されました。旧県南支部と旧県西支部が合併した際に、会員の中から交流会的なものを開催してはという提案がありましたが、ちょうど時を同じくして世はコロナ禍に巻き込まれてしまいました。構想から4年越しに開催された第1回の交流会、この日は天候にも恵まれ、20名の県南支部会員に参加いただき開催することができました。

酷暑の夏が過ぎやっとな秋の気配が漂ってくる、あしががフラワーパークに11時に集合し、まずは三々五々にパーク内を散策しました。季節柄、咲いてる花はスイレンとかバラとかに限られていましたがそれぞれに写真を撮ったりして過ごしました。12時からメインの交流会。パーク内の「あじさい」というレストランを貸し切り、昼食をとりながら、意見交換や交流が行われました。今回は開業3年未満の会員も多数参加され、ベテラン会員に社労士業務への取り組み方や、姿勢など様々な質問をしていたのが目立ちました。こういった機会を通して、多くの先輩会員と交流を持ち顔なじみになれば、いろいろと教えてくれるよ、と言っていたベテラン会員の方もいらっしゃいました。また、今抱えている社労士業務について具体的に質問したり、実のある意見交換ができたと思います。交流会は2時間でお開きになりましたが、まだまだ話したりない、質問したりない会員もいるように見受けられました。これからもこのような機会が持てれば、さらに会員同士の良好な関係も構築できるのではないかと感じました。

ご参加いただいた皆さんありがとうございました。



社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2023年12月1日午後4時～ 2024年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは（有）エス・アール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険（特約）も好評販売中！
毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款（WEB約款。東京海上日動火災保険（株）お申込みWebサイトよりご覧ください。）によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <https://www.sr-service.jp>

県東支部研修会に参加して

県東支部 齋 藤 正 樹

2023（令和5）年10月27日に、県東支部会研修会が行われました。場所は、8月にライトラインが開通して便利になり、クルマでなくても行けるようになった宇都宮市ゆいの杜にある、とちぎ産業交流センターです。今回の研修会は、2部構成となっており、第1部「障害年金の実務」を私がナイト会でいつもお世話になっている県西支部の草村健一郎先生が、第2部「インボイス・電帳法改正」を税理士の田中千博先生が、それぞれ1時間30分にわたってお話をされました。

第1部の「障害年金の実務」では、実務で手続きをするにあたってのコツについてのお話がありました。特に印象的だったのは、「初診日」を正確に把握することが必須であり特に重要であること、障害年金の依頼者はうつ病などの精神疾患を抱えていらっしゃる方ががん患者が大半を占めていること、共済年金の手続きは独自ルールがあるためそれを理解することが重要、です。障害年金を得意にしている先生があまりいらっしゃらないというのはよく耳にしますが、私はもともと開業時から障害年金に興味がありますので、とても参考になりました。

第2部の「インボイス・電帳法改正」では、これから社労士事務所経営者としてやっておくべきことについて、わかりやすくお話をしていただきました。途中で笑いもあり、有意義な時間を過ごすことができました。インボイスは月刊社労士でも取り上げられたことがあったのでそれなりに知識があるつもりではいましたが、田中先生のお話を聞いてさらに理解を深めることができました。電帳法改正では、データが改ざんされないように電子保存することが必要であるとのお話がありました。これについては、データ改ざんだけでなく、漏洩防止のためのセキュリティ対策も必要ですし、今後のデジタル化の課題の中のひとつとも考えます。

最後になりましたが、草村先生、田中先生、研修会を開催してくださった皆様、ありがとうございました。



県東支部 菅 谷 司

令和5年10月27日に、とちぎ産業交流センターにて開催された県東支部研修会に参加させていただきました。研修は二部構成になっておりました。

前半の一部障害年金の実務（講師草村健一郎先生）では、各種受給事例からみる障害認定基準の理解と請求時の留意点をご教示いただきました。普段学べる機会が少ない共済組合の独自ルールも含めた実務に精通した研修内容でしたので、大変勉強になり、深く感銘を受けました。また、草村先生のご助言の通り、障害年金相談の際には、常にお客様のどこに不具合が生じているのかを念頭に置きながら、不安や悩みを共に解消していく利他の心を持つことが、信頼関係を築く上で大切であると切に痛感致しました。

後半の二部では、田中会計事務所税理士の田中千博先生より、令和5年10月より施行のインボイス制度及び、令和6年1月から始まる改正電子帳簿保存法についての解説をいただきました。異業種の先生よりご教示いただける機会は大変貴重であり、感謝の気持ちで一杯です。特に、売上税額の二割を納税額とする二割特例及び一般課税と簡易課税との関係性等、周辺知識を体系的に学ぶ事ができました。今後、適格請求書の取引授受関係においても、今回学ばせていただいた注意点を意識しながら実務に生かして参ります。

本研修会での両先生の講話は、実務経験の少ない私に、多くの示唆を下さり、自身が今後の案件に対峙する上での貴重な財産となりました。両先生方の日々の仕事への真摯な姿勢に身近に触れることができ、その専門性と自己研鑽を目指す姿は、私の資質向上の範となるものでした。

最後にこの度はご多忙のところ、草村健一郎先生と田中千博先生には貴重な資料を御用意いただきご指導を賜りましたこと、並びに執行部の板垣支部長はじめ多くの先生方には、このような研修を開催していただいたことに心より感謝を申し上げ、御礼の言葉と致します。

県西支部初級者研修会に参加して

県西支部 松下 善 昭

9月に初めて社労士の先生方とお会いしてから1月半、まだこの環境に慣れないのを実感しつつ、11月2日、社労士会館にて県西支部初級者研修会に参加させていただきました。「初めての給与計算」。

実は勤めている会社で給与計算経験は3年ほどありますが、会社が変わればいろいろ違うのだろうと、漠然と思っておりました。講師を務めていただいた高橋先生はご自分では口下手だとおっしゃっていましたが、とんでもない、とてもお話がお上手で、細かい計算方法ではなく、給与計算を受託するメリット、心構えを含め、視点・要点を的確にとらえた説明で、話に引き込まれました。また、かしこまっていない話口調でしたので緊張も和らぎ、とても参考になりました。誰もがそうだと思いますが、初めて依頼を受けて給与計算を請け負う責任を想像すると、もう他のことが手につかないくらいに大変なことのようになります。会社により制度が全然違うでしょうから、まずは就業規則や給与規程を熟読しなければならないのかな、と思っておりましたが、賃金台帳から読み解く。確かに。そういえば、3年前に勤務先の給与計算を初めてした時に、どうすればこの結果になるのかと、賃金台帳と格闘したのを思い出しました。過去の結果はひとつずつですから、きっと調べながらでも何とかなりそうです。だから、ポイントは「受託までの流れ」なんですね。

昼食会ではくだけたお話もできて、ほんの少し近づいた気がしました。今までは社労士の先生の知り合いはいなかったもので、業界のことも、空気感も温度感もまるでわかりません。探り探りですが、焦らず、なじんでいきたいと思います。

支部長の伊藤先生をはじめ、講師の高橋先生、丁寧に教えて頂いた諸先生方、どうもありがとうございます。また次回、懇親会も期待しております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

県西支部 倉 井 舞

令和5年11月2日、栃木県社会保険労務士会館にて行われた県西支部初級者研修会に参加しました。今回は高橋克佳先生が「初めての給与計算」をテーマに講師を務めてくださいました。

登録年度3年以内の会員を対象とした初級者研修ということで、給与計算受託までの流れや事前に確認しておくポイント、また実際の賃金台帳をもとにそこから読み取れること等、まさに一から順を追って丁寧に説明してくださいました。さらに事前質問に対する回答において、高橋先生をはじめ役員の先生方の見解と助言を伺うことができました。

社労士試験では、賃金計算過程の端数処理問題や標準報酬月額など、給与計算に関する知識を勉強してきましたが、実務経験のない私のような社労士がいざ給与計算をご依頼いただくと、まず何をしたらいいのか計算の前段階で躓いてしまいます。また必要な情報が何かはわかっている、何をもってそれを調べればいいのかわからなかったり、判断に悩む事例に直面する場面が多かったりと問題が山積しています。今回の研修では「テキストには載っていないけれど今最も欲している情報」を提供頂き、とても有意義な時間を過ごせました。

高橋先生のお人柄もあり終始明るい雰囲気でお話が進んだおかげで、その後の懇談会でも先生方に日頃の悩みや疑問を相談することができました。



今年度県西支部では、登録間もない支部会員を対象に初歩の研修及び懇談会を開いてくださるそうです。実務経験の乏しい私にとってはありがたい限りです。また、横の繋がりを作れるという点においても貴重な機会だと感じております。今後も研修会に参加し、そこで得た知識を活かして業務に取り組んでいきたいと思っております。

結びに、ご多忙の中講師を務めてくださった高橋先生、様々な助言をくださった支部役員の先生方、有意義な研修を開催していただき誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

ポスター掲示の お知らせ

広報活動の一環として、10月より、県内の市役所・商工会議所・年金事務所・ハローワーク・労基署・労政事務所等に社労士会のポスター「Go on, Go next. 変わらない想いととも、明日へ。」を掲示しております。(状況により一部掲示されていないところもございます) お立ち寄りの際は、是非ご覧ください。

Go on, Go next.

変わらない想いととも、明日へ。

これまで、私たち社労士は労務管理の専門家として、
移り変わる時代のニーズに応えてきました。
一人ひとりがより働きたいと思える職場づくりを通じて、
誰もが生きがいを感じられる社会の実現に取り組んできました。

今も、時代は刻々と変わり続けています。
「働き方改革」から「働きがい改革」へ。
変わることのない想いととも、社労士は次の時代へ。

私たち社労士は、
「人を大切にする社会」の実現に
貢献してまいります。

55th
社労士 sharoushi

2023年12月2日、
社会保険労務士制度は、創設55周年を迎えます。

「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ
栃木県社会保険労務士会

社労士会

55周年特設ページは
こちら



もう、チェックした？ 栃木県の最低賃金

時間
額

954 円

すべての労働者と使用者に適用されます

令和5年10月1日発効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



栃木労働局
最低賃金特集ページ

業務改善助成金が拡充されました
(令和5年8月31日より実施)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金
ホームページはこちら

栃木県社会保険労務士会セミナー

多様性の時代になり
重要性が増す女性の活躍！

女性活躍 推進セミナー

参加費無料

一般事業所の事業主様及び人事労務御担当者様のご参加をお待ちしております

■日 時 2024年2月16日(金)
13:30～17:00

■会 場 栃木県教育会館小ホール
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
028-621-7177

*ライブ配信、アーカイブ配信もございます